

競争的研究費等の適正管理規程

平成19年9月7日 規程第19－80号
改正：平成20年10月21日 規程第20－78号
改正：平成25年 3月29日 規程第25－33号
改正：平成26年 4月 1日 規程第26－21号
改正：平成26年 9月 3日 規程第26－39号
改正：平成27年 3月12日 規程第27－ 7号
改正：平成27年 7月16日 規程第27－51号
改正：平成30年 6月27日 規程第30－46号
改正：平成30年 8月 8日 規程第30－73号
改正：平成31年 3月18日 規程第31－17号
改正：令和4年3月24日 規程令和第4－16号
改正：令和6年9月13日 規程令和第6－57号
改正：令和8年1月26日 規程令和第8－ 6号

第1章 総則

(目的)

第1条 国又は独立行政法人から配分される競争的研究費を中心とした公募型の研究資金等(本規程において、宇宙戦略基金を含まない。以下、「競争的研究費等」という。)を適切に管理するため、責任体系及びその体制を明らかにするとともに、競争的研究費等の不正防止を推進するために必要な事項について規定することを目的とする。

(役職員の責務)

第2条 宇宙航空研究開発機構(以下、「機構」という。)の役職員は、法令、機構の規則及び競争的研究費等を配分する機関の規則等を遵守し、不正防止計画に基づき競争的研究費等について適正に運営・管理するとともに競争的研究費等を不正に使用してはならないものとし、また、不正を疑われることのないように努めなければならない。

- 2 競争的研究費等を用いた研究活動に従事する又はその運営・管理に関わる役職員その他不正防止計画に定める者は、競争的研究費等の適切な運営・管理のために行われる研修を受講するものとする。また、競争的研究費等の適切な運営・管理のために行われる調査その他の活動に協力するものとする。
- 3 前項に定める役職員は、不正防止計画に定める事項につき、理事長に対して誓約しなければならない。

第2章 責任体系及び体制

(責任体系)

第3条 機構に競争的研究費等の適正な運営・管理のため、競争的研究費等最高管理責任者、競争的研究費等統括管理責任者、競争的研究費等統括管理責任者補佐、競争的研究費等コンプライアンス推進責任者及び競争的研究費等コンプライアンス推進副責任者を置く。

(競争的研究費等最高管理責任者)

第4条 競争的研究費等最高管理責任者は、競争的研究費等の運営・管理について総理し、最終責任を負うものとする。競争的研究費等最高管理責任者は、次の役割を行う。

- (1) 競争的研究費等最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針及び行動規範を策定・周知するとともに、基本方針及び行動規範を実施するため、競争的研究費等統括管理責任者及び競争的研究費等コンプライアンス推進責任者が責任を持って競争的研究費等の運営・管理が行えるよう必要な措置を講じる。
 - (2) 不正防止対策の基本方針及び行動規範や具体的な不正防止対策の策定に当たっては、重要事項を審議する会議において審議を主導するとともに、その実施状況や効果等について役員等と議論を深める。
 - (3) 競争的研究費等最高管理責任者が自ら足を運んで不正防止に向けた取組を促すなど、様々な啓発活動を定期的に行い、職員等の意識の向上と浸透を図る。
- 2 競争的研究費等最高管理責任者は、理事長をもって充てる。

(競争的研究費等統括管理責任者)

第5条 競争的研究費等統括管理責任者は競争的研究費等最高管理責任者の命を受け、これを補佐し、機構における競争的研究費等の運営・管理について統括する。競争的研究費等統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針及び行動規範に基づき、不正防止計画及び研修・啓発活動等の実施計画を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を競争的研究費等最高管理責任者に報告し、必要に応じ不正防止計画及び研修・啓発活動等の計画の見直しを行う。

2 競争的研究費等統括管理責任者は、総務担当理事をもって充てる。

(競争的研究費等統括管理責任者補佐)

第6条 競争的研究費等統括管理責任者補佐は、競争的研究費等統括管理責任者の命を受け、これを補佐し、機構における競争的研究費等の運営・管理について総括整理する。

2 統括管理責任者補佐は、総務部長をもって充てる。

(競争的研究費等コンプライアンス推進責任者)

第7条 競争的研究費等コンプライアンス推進責任者は、競争的研究費等統括管理責任者の命を受け、これを補佐し、不正防止計画に基づき、自ら掌理する組織における競争的研究費等の適正な運営・管理について統括し、次の業務を行う。

- (1) 自ら掌理する組織において不正防止計画を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を競争的研究費等統括管理責任者に報告する。
- (2) 不正防止を図るため、自ら掌理する組織における競争的研究費等の運営・管理に関わるすべての職員等に対し、競争的研究費等に係る不正を防止するための研修を実施し、受講状況を管理監督する。
- (3) 自ら掌理する組織において、定期的に啓発活動を実施する。
- (4) 自ら掌理する組織において、職員等が、適切に競争的研究費等の管理・執行を行っているか等を監督し、必要に応じて改善を指導する。

2 競争的研究費等コンプライアンス推進責任者は、組織規程(規程第15-3号)第5条、第6条(財務部及び調達部を除く。)、第7条各項(第2項を除く。)、第8条、第9条及び第9条の2に定める組織(競争的研究費等を使用する組織に限る。)の長、財務部長並びに調達部長をもって充てるほか、不正防止計画に定める者とする。

(競争的研究費等コンプライアンス推進副責任者)

第8条 競争的研究費等コンプライアンス推進副責任者は、競争的研究費等コンプライアンス推進責任者の命を受け、これを補佐し、競争的研究費等の適正な運営・管理について総括整理する。

2 競争的研究費等コンプライアンス推進副責任者は、組織規程第7条第2項に定める組織の長をもって充てるほか、競争的研究費等コンプライアンス推進責任者は、責任の範囲を明確にした上で、競争的研究費等コンプライアンス推進副責任者を任命することができる。

(競争的研究費等不正防止推進室)

第9条 機構に、競争的研究費等の不正防止のための施策を実施するために、競争的研究費等不正防止推進室を置く。

2 競争的研究費等不正防止推進室は、室長、室員及び事務局より構成される。

(競争的研究費等不正防止推進室の運営)

第10条 室長は、競争的研究費等不正防止推進室の業務を統括する。

2 室長は、競争的研究費等統括管理責任者補佐をもって充てる。

- 3 室員は、経営企画部長、財務部長、調達部長及び人事部長並びに組織規程第5条、第6条（経営企画部、財務部、調達部及び人事部を除く。）、第7条第2項から第4項、第8条、第9条及び第9条の2に定める組織（競争的研究費等を使用する組織に限る。）の長（以下、「予算執行責任者」という。）並びに室長が指名する研究者とする。
- 4 競争的研究費等不正防止推進室の事務は、総務部が行い、経営企画部、財務部、調達部及び宇宙科学研究所科学推進部が協力するものとする。
- 5 競争的研究費等不正防止推進室の事務局長は室長が指名する者をもって充てる。

（競争的研究費等不正防止推進室の業務）

第11条 競争的研究費等不正防止推進室は、競争的研究費等を管理・運営する各部門・部等が業務を円滑に実施するために不正防止計画に基づき下記に掲げる不正を防止するための業務を行う。

- (1) 機構の競争的研究費等の把握
- (2) 競争的研究費等に係る不正要因の把握及びこれを踏まえた不正防止計画の検討及び維持
- (3) 不正防止計画に基づく競争的研究費等の不正防止に係る研修・啓発活動等の実施計画の策定・実施に関する業務
- (4) その他不正防止の推進に関する業務

（競争的研究費等の実績）

第12条 経営企画部長、財務部長及び調達部長は各部門・部等と協力して毎年度の競争的研究費等の実績を当該年度終了後3ヶ月以内に室長に報告するものとする。また年度途中においても、競争的研究費等の集計等に関し室長の求めがある場合は経営企画部長、財務部長及び調達部長は各部門・部等と協力して対応するものとする。

（監査への協力）

第13条 競争的研究費等不正防止推進室は、監事室及び評価・監査部と連携し、監事及び評価・監査部の行う競争的研究費等の監査に協力するものとする。

第3章 競争的研究費等相談窓口

（競争的研究費等相談窓口）

第14条 競争的研究費等に係る研究業務及び事務業務を適切かつ効率的に実施

するために、事務処理手続きその他競争的研究費等の運営・管理について機構内部及び機構と共同研究等を行う外部機関等からの相談を受け付ける競争的研究費等相談窓口を機構に設置する。

- 2 競争的研究費等相談窓口は、競争的研究費等コンプライアンス推進責任者が競争的研究費等を用いて業務を実施する際に設置し、窓口担当責任者及び窓口担当者から構成されるものとする。
- 3 各窓口担当責任者は、組織規程(規程第 15-3 号)第7条1項に定める部門においては第7条第2項に定める部の部長が指名する基幹職、組織規程第5条、第6条、第7条第3項、第7条第4項、第9条及び第9条の2に定める組織においては各組織の長が指名する基幹職、組織規程第8条に定める組織においては財務部長の指名する基幹職をもって充てるものとし、窓口担当者は窓口担当責任者が指名した職員をもって充てるものとする。
- 4 予算執行責任者は、競争的研究費等相談窓口を設置した際に、その設置及び構成員を予算執行責任者が所掌する組織内に周知するとともに、競争的研究費等不正防止推進室長に報告するものとする。

第4章 告発及び調査等

(告発窓口)

第15条 競争的研究費等の不正に係る告発窓口は、コンプライアンス総合窓口運用要領(総務部長通達第23-4号)に定めるコンプライアンス総合窓口とする。

- 2 告発窓口における運用については、本規程に定めるほか、上記通達による。

(競争的研究費等の不正に関する告発)

第16条 競争的研究費等の不正行為の可能性があると思料する者は、何人も、前条に規定する告発窓口に告発を行うことができる。

(告発者の責務)

第17条 前条による告発をしようとする者(以下「告発者」という。)は、告発窓口に対して、原則として、顕名により、不正行為を行ったとする役職員の氏名、不正行為の態様その他事案の内容を明示し、かつ不正とする合理的理由を示して告発を行わなければならない。

- 2 前項にかかわらず匿名による告発があった場合は、当該告発の内容に応じ、次条の定めに準じて告発を受け付けることができる。この場合、当該告発をした者には、この規程に定める告発者に対する通知及び開示を実施しないものとする。

- 3 不正行為の疑いについて外部機関等から指摘を受けた場合は、競争的研究費等統括管理責任者は、これを匿名の告発に準じて取り扱うことができる。

(告発の受理等)

第18条 告発窓口は、第16条に定める告発を受けたときは遅滞なく、競争的研究費等最高管理責任者及び競争的研究費等統括責任者に報告する。

- 2 競争的研究費等統括責任者は、前項の告発の報告を受けたときは、前条に定める告発の条件に合致するか否か検討の上その受理又は不受理を決定し、その結果を告発者に通知するものとする。
- 3 第20条にかかわらず、告発者の同意を得た場合は、告発者の氏名を開示することができる。
- 4 競争的研究費等最高管理責任者は、当該告発の受理から概ね30日以内に、告発内容等の合理性を確認の上、調査の要否を決定し、告発者に通知するとともに、配分機関に報告する。

(告発の相談)

第19条 不正行為の疑いがあると思料する者で、告発の是非や手続きについて疑問がある者は、告発窓口に対して相談をすることができる。

- 2 告発の意思を明示しない相談があったときは、告発窓口は、その内容を確認して相当の理由があると認めたときは、相談者に対して告発の意思の有無を確認するものとする。
- 3 相談の内容が、不正行為が行われようとしている、又は不正行為を求められている等であるときは、告発窓口は、競争的研究費等最高管理責任者及び競争的研究費等統括管理責任者に報告するものとする。
- 4 前項の報告があったときは、競争的研究費等統括管理責任者は、その内容を確認し、相当の理由があると認めたときは、その報告内容に関係する者に対して警告を行うものとする。

第5章 関係者の取扱い

(秘密保持義務)

第20条 この規程に定める業務にかかわる全ての者は、本規程に基づく不正行為の調査等に関し知り得た内容(既に公知であるものを除く)を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 2 競争的研究費等最高管理責任者及び競争的研究費等統括管理責任者は、告発

者、調査対象の役職員（以下、「調査対象者」という。）、告発内容、調査内容及び調査経過について、調査結果の公表に至るまで、告発者及び調査対象者の意に反して外部漏洩しないよう、これらの秘密の保持を徹底しなければならない。

- 3 競争的研究費等最高管理責任者及び競争的研究費等統括管理責任者は、当該告発に係る事案が外部に漏洩した場合は、告発者及び調査対象者の了解を得て、調査中にかかわらず、調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者又は調査対象者の責に帰すべき事由により漏洩したときは、当該者の了解は不要とする。
- 4 競争的研究費等最高管理責任者、競争的研究費等統括管理責任者又はその他の関係者は、告発者、調査対象者、調査協力者又は関係者に連絡又は通知をするときは、告発者、調査対象者、調査協力者及び関係者等の人権、名誉及びプライバシー等を侵害することのないように、配慮しなければならない。

（利益相反関係の排除）

- 第21条 競争的研究費等統括管理責任者、競争的研究費等統括管理責任者補佐、調査委員会の委員、コンプライアンス総合窓口及び調査委員会の事務局を担当する職員は、自らが関係する第16条及び第19条による告発の処理に関与してはならない。
- 2 競争的研究費等統括管理責任者は、利益相反者が、前項の業務にあたっている場合には、直ちに、当該利益相反者に替えて、別途適切な者を充てるものとする。
 - 3 競争的研究費等最高管理責任者は、競争的研究費等統括管理責任者が利益相反者に該当する場合には、第5条にかかわらず、他の理事を競争的研究費等統括管理責任者として指名し、当該告発に係る不正行為への対応に関する責任者とする。

（告発者等の保護）

- 第22条 競争的研究費等コンプライアンス推進責任者は、告発をしたことを理由とする当該告発者の職場環境の悪化や差別待遇が起きないようにするために、適切な措置を講じなければならない。
- 2 機構に所属する全ての者は、告発をしたことを理由として、当該告発者に対して不利益な取り扱いをしてはならない。
 - 3 競争的研究費等最高管理責任者は、告発者に対して不利益な取り扱いを行ったものがいた場合は、就業規則（規程第15－23号）その他関係諸規程に従って、その者に対して処分を課すことができる。
 - 4 競争的研究費等最高管理責任者は、第24条に定める悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に当該告発者に対して解雇、配置換

え、懲戒処分、降格、減給その他当該告発者に不利益な措置等を行ってはならない。

(調査対象者の保護)

第23条 機構に所属する全ての者は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、当該調査対象者に対して不利益な取り扱いをしてはならない。

2 競争的研究費等最高管理責任者は、相当な理由なしに、調査対象者に対して不利益な取り扱いを行った者がいた場合は、就業規則その他関係諸規程に従って、その者に対して処分を課することができる。

3 競争的研究費等最高管理責任者は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、当該調査対象者の業務の全面的な禁止、解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該調査対象者に不利益な措置等を行ってはならない。

(悪意に基づく告発)

第24条 何人も、悪意に基づく告発を行ってはならない。本規程において、悪意に基づく告発とは、調査対象者を陥れるため又は調査対象者の業務を妨害するため等、専ら調査対象者に何らかの不利益を与えること又は調査対象者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする告発をいう。

2 競争的研究費等最高管理責任者は、悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、当該告発者の氏名の公表、懲戒処分、刑事告発その他必要な措置を講じることができる。

3 競争的研究費等最高管理責任者は、前項の処分が課されたときは、該当する配分機関に対して、その措置の内容等を通知する。

第6章 事案の調査

(調査委員会の設置)

第25条 競争的研究費等最高管理責任者は、第18条により調査が必要と判断した場合、調査委員会を設置し、調査を実施させる。

(調査委員会の構成)

第26条 前条の調査委員会は、次に掲げる委員で構成する。

(1)競争的研究費等統括管理責任者

(2)競争的研究費等統括管理責任者が指名する機構と利害関係を有しない外部専門家

(3)その他競争的研究費等最高管理責任者が必要と認める者

2 調査委員会に委員長を置き、委員の中から競争的研究費等最高管理責任者が指名する。

(調査の通知)

第27条 競争的研究費等最高管理責任者は、調査委員会を設置したときは、調査委員会委員の氏名及び所属を告発者及び調査対象者に通知する。

2 前項の通知を受けた告発者又は調査対象者は、当該通知を受けた日から起算して7日以内に、書面により、競争的研究費等最高管理責任者に対して調査委員会委員に関する異議を申し立てることができる。

3 競争的研究費等最高管理責任者は、前項の異議申立てがあった場合は、当該異議申立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員会委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び調査対象者に通知する。

(調査の実施)

第28条 調査委員会は、告発者及び調査対象者に対し、直ちに、調査を行うことを通知し、調査への協力を求めるものとする。

2 調査委員会は、調査の実施にあたって、次の各号に掲げる事項を行うことができる。

(1)告発者、調査対象者その他関係者からの証言の聴取

(2)対象となる競争的研究費等の精査

(3)その他調査のために必要な事項

3 調査委員会は、調査の実施にあたっては、調査対象者に書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。

4 告発者、調査対象者及びその他当該告発に係る事案に関係する者は、調査が円滑に実施できるよう積極的に協力し、真実を忠実に述べるなど、調査委員会の調査に誠実に協力しなければならない。

(調査の対象)

第29条 調査の対象は告発された事案に係る業務の他、調査委員会の判断により、調査に関連した調査対象者の他の業務を含めることができる。

(証拠の保全)

第30条 調査委員会は、調査を実施するに当たって、告発された事案に係る業務に関して、証拠となる資料及びその他の関係書類を保全する措置をとるものとする。

- 2 告発された事案に係る業務が行われた研究機関が機構でないときは、調査委員会は、告発された事案に係る業務に関して、証拠となる資料及びその他の関係書類を保全する措置をとるよう、当該研究機関に依頼するものとする。
- 3 調査委員会は、前2項の措置に必要な場合を除き、調査対象者の業務を制限してはならない。

(調査における研究又は技術上の情報の保護)

第31条 調査委員会は、調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう、十分配慮するものとする。

第7章 不正行為等の認定

(認定の手続き)

- 第32条 調査委員会は、不正使用の有無及び不正使用の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について調査し、認定する。なお、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定する。
- 2 調査委員会は、不正行為が行われなかったと認定される場合において、調査を通じて告発が第24条に定める悪意に基づく告発であると判断したときは、併せて、その旨の認定を行うものとする。
 - 3 前項の認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。
 - 4 調査委員会は、本条第1項及び第2項に定める認定が終了したときは、直ちに、競争的研究費等最高管理責任者、競争的研究費等統括管理責任者及び人事部長に報告しなければならない。

(認定の方法)

- 第33条 調査委員会は、告発者から説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的証拠、証言、調査対象者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行うものとする。
- 2 調査委員会は、調査対象者による自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。

(調査結果の通知及び報告)

第34条 競争的研究費等最高管理責任者は、速やかに、調査結果(認定を含む。)を告発者、調査対象者及び調査対象者以外で不正行為に関与したと認定されたも

のに通知するものとする。調査対象者が機構以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。

- 2 競争的研究費等最高管理責任者は、前項の通知に加えて、調査結果を当該事案に係る配分機関に報告するものとする。
- 3 競争的研究費等最高管理責任者は、第24条に定める悪意に基づく告発との認定があった場合において、告発者が機構以外の機関に所属しているときは、当該所属機関にも通知するものとする。

(異議申立て)

第35条 調査対象者又は告発者は、第32条第1項又は第2項の規定による認定の結果に異議があるときには、競争的研究費等最高管理責任者に対し、異議申立てをすることができる。

- 2 前項の異議申立ては、認定の結果の通知を受けた日の翌日から起算して10日以内にしなければならない。ただし、その期間内であっても、同一理由による異議申立てを繰り返すことはできない。
- 3 告発が第24条に定める悪意に基づく告発と認定された告発者(対象研究者の異議申立ての審議の段階で悪意に基づく告発と認定された者を含む。)は、その認定について、第1項に準じて、異議申立てをすることができる。
- 4 第1項又は第3項の異議申立てがあったときは、競争的研究費等最高管理責任者は、当該異議申立てについて、調査委員会に付託する。
- 5 前項において、競争的研究費等最高管理責任者は、新たに専門性を要する判断が必要と認める場合は、調査委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせることができる。
- 6 調査委員会は、第4項の付託を受けた場合であって、当該事案の再調査を行うまでもなく、異議申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに、競争的研究費等最高管理責任者に報告する。
- 7 前項の報告を受けた競争的研究費等最高管理責任者は、異議申立人に対し、異議申立てを却下する旨の決定を通知するものとする。また、調査委員会がその異議申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とするものと判断した場合は、以後の異議申立てを受け付けないことを併せて通知できるものとする。
- 8 調査委員会は、第4項の付託を受けた場合であって、異議申立てに対して再調査を行う旨を決定した場合には、直ちに競争的研究費等最高管理責任者に報告する。
- 9 前項の報告を受けた競争的研究費等最高管理責任者は、異議申立人に対し、その決定を通知するものとする。
- 10 競争的研究費等最高管理責任者は、調査対象者から異議申立てがあったとき

は告発者に対して、告発者から異議申立てがあったときは調査対象者に対して通知するものとする。また、その事案に係る配分機関及び文部科学省に通知する。異議申立ての却下又は再調査開始の決定をした時も同様とする。

(再調査)

第36条 前条第8項に基づき再調査を行う場合には、調査委員会は異議申立て人に対し、先の調査結果を覆すに足るものと異議申立人が思料する資料の提出を求め、その他当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。

- 2 前項に定める異議申立人からの協力が得られない場合には、調査委員会は、再調査を行うことなく手続きを打ち切ることができる。その場合には、調査委員会は、直ちに競争的研究費等最高管理責任者に報告する。
- 3 前項の報告を受けた競争的研究費等最高管理責任者は、異議申立人に対し、再調査の打ち切りに係る決定を通知するものとする。
- 4 調査委員会は、再調査を開始した場合には、第32条第1項の調査の結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに競争的研究費等最高管理責任者に報告するものとする。
- 5 競争的研究費等最高管理責任者は、本条第2項又は第4項の報告に基づき、速やかに、再調査手続きの結果を告発者、調査対象者及び調査対象者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者に通知するものとする。調査対象者が機構以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。また、当該事案に係る配分機関に報告する。

(調査結果の公表)

第37条 競争的研究費等最高管理責任者は、不正行為が行われたとの認定がなされた場合には、速やかに、調査結果を公表するものとする。

- 2 前項における公表内容は、不正使用に関与した者の氏名・所属、不正使用の内容、機構が公表時までに行った措置の内容、調査委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を原則として公表するものとする。ただし、合理的な理由がある場合は、不正に関与した者の氏名・所属等を公表しないことができる。
- 3 不正行為が行われなかったとの認定がなされた場合には、原則として、調査結果は公表しないことができる。
- 4 競争的研究費等最高管理責任者は、第24条に定める悪意に基づく告発が行われたとの認定がなされた場合には、告発者の氏名・所属、悪意に基づく告発と認定した理由、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を公表する。

(調査等に係る事務)

第38条 不正使用に係る調査等に関する事務局は、総務部において処理する。

第8章 措置及び処分

(調査中における一時的措置)

第39条 競争的研究費等最高管理責任者は、調査を行うことを決定したときから調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、調査対象者に対して告発された研究費の一時的な支出停止等の必要な措置を講じることができる。

2 競争的研究費等最高管理責任者は、配分機関から、調査対象者の該当する競争的研究費等の支出停止等を命じられた場合には、それに応じた措置を講じるものとする。

(競争的研究費等の使用中止)

第40条 競争的研究費等最高管理責任者は、不正行為に関与したと認定された者及び競争的研究費等の全部または一部について使用上の責任を負う者として認定された者(以下、「被認定者」という。)に対して、直ちに研究費の使用中止を命ずるものとする。

(措置の解除等)

第41条 競争的研究費等最高管理責任者は、不正行為が行われなかったものと認定された場合は、調査に際してとった競争的研究費等の支出停止等の措置を解除するものとする。また、証拠保全の措置については、異議申立てがないまま申立期間が経過した後又は異議申立ての審査結果が確定した後、速やかに解除する。

2 競争的研究費等最高管理責任者は、不正行為が行われなかったと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じるものとする。

(処分)

第42条 競争的研究費等最高管理責任者は、第32条第4項又は第36条4項による報告に基づき、調査対象者に不正使用の行為があったと認めたときは、当該行為の重大性の程度に応じて、次の各号に掲げる措置をとるとともに、再発防止のために必要な措置を講じなければならない。

(1) 調査対象者に対する就業規則等に基づく懲戒処分及び損害賠償請求

(2) 前号に掲げるもののほか、刑事告発又は告訴等の機構が必要と認める措置

2 競争的研究費等最高管理責任者は、前項の処分が課されたときは、該当する配

分機関に対して、その処分の内容等を通知する。

(配分機関への報告及び調査への協力等)

第43条 機構は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議しなければならない。

2 機構は、告発の受理から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的研究費等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出する。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出する。

3 機構は、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認がされた場合には、速やかに認定し、配分機関に報告する。

4 機構は、本条第1項から第3項までの他、配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出する。

5 機構は、配分機関の求めがある場合は、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる。

第9章 その他

(その他)

第44条 この規程の実施に関し細則を定める必要がある場合は、総務部長が通達として定めることができる。

附 則

この規程は、平成19年9月7日から施行する。

附 則(平成20年10月21日 規程第20-78号)

この規程は、平成20年10月21日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則(平成25年3月29日 規程第25-33号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年4月1日 規程第26-1号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年9月3日 規程第26－39号)

第1条 この規程は、平成26年10月1日から施行する。

第2条 第4章に掲げる告発及び調査等は、平成26年10月1日以降に機構が新たに受け付けた告発等から適用する。

附 則(平成27年3月12日 規程第27－7号)

第1条 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

第2条 第4章に掲げる告発及び調査等は、平成27年4月1日以降に機構が新たに受け付けた告発等から適用する。

附 則(平成27年7月16日 規程第27－51号)

第1条 この規程は、平成27年7月16日から施行する。

第2条 第4章以降に掲げる告発及び調査等は、平成27年7月16日以降に機構が新たに受け付けた告発等から適用する。

附 則(平成30年6月27日 規程第30－46号)

この規程は、平成30年7月1日から施行する。

附 則(平成30年8月8日 規程第30－73号)

この規程は、平成30年8月8日から施行する。

附 則(平成31年3月18日 規程第31－17号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月24日 規程令和第4－16号)

この規程は、令和4年3月31日から施行する。

附 則(令和6年9月13日規程令和第6-57号)

この規程は令和6年9月13日より施行する。

附 則(令和8年1月26日規程令和第8-6号)

この規程は、令和8年1月26日より施行する。